

吹田市公告第 5 8 5 号

吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務（単価契約）に係る 制限付一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 10 月 10 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務（単価契約）
- 2 予定数量 令和 5 年度 1 か月当たり 3,100 人
令和 6 年度以降は 1 か月当たり 2,900 人
- 3 履行場所 吹田市内 22 小学校内にある留守家庭児童育成室
令和 6 年度以降は 20 小学校内にある留守家庭児童育成室
- 4 履行期間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
(地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)
- 5 最低制限価格 設定しない
- 6 入札回数 2 回までとする。
- 7 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - (1) 地方自治法施行令 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本市の競争入札参加有資格業者名簿 (物品等各種契約) 登載事業者であって、「0031 食料品」を参加希望種目としている者であること。
 - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること又は同要領別表に掲げる措

置要件に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2) の定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和5年10月10日（火）から令和5年10月20日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで。（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室（低層棟3階311窓口）

電話（06）6384-1599

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（トップページ>産業・まちづくり・環境 >入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報 > 令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧>吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務からダウンロードすること。なお、郵送・宅配・伝送等による交付はしない。

エ その他

- (ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書は、返却しない。
- (ウ) なお、申請書の提出は持参を原則とするが、郵送による場合は書留郵便とすることとし、(2) アに記載する期間内に必着のこと。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和5年10月23日（月）午後5時までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して、メールにより通知する。
- (4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年10月10日（火）から令和5年10月20日（金）午後5時までとし、電子メールで受け付けるメールアドレスは、「22 問合せ先」のとおり。

※件名に【吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務に係る質疑書】と記載すること。

(2) 回答期日

令和5年10月27日（金）午後5時までに、電子メールにて回答する。

10 入札説明会

入札説明会は実施しない。

11 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和5年11月6日(月)午前10時00分

(2) 入札場所

吹田市役所低層棟3階 入札室

12 入札金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の記載金額は、1か月の1人当たりの税抜き単価とする。

13 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市物品購入契約等入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受け受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約単価に予定数量を乗じた予定総額の、年間当たりの金額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 契約予定日

令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月)

なお、履行期間については「4 履行期間」のとおり

21 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市物品購入契約等入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が 2 者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。
- (3) 本案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算額に減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

22 問合せ先

吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室（低層棟 3 階 311 窓口）

電話 (06) 6384-1599

FAX (06) 6380-6771

Ema i l hokagokodomo@city.suita.osaka.jp